

選挙クイズ (かいとうへん 解答編)

子ども向け

1 ×

投票は基本的に本人が書かなくてははいませんが、自分で書く事が難しい人は、代理投票という投票所の係員が代わりに投票用紙に書いてくれる制度があります。

2 ×

各家庭に送られてくる投票所入場整理券に書かれている投票所に行かなければなりません。

3 ○

投票所でも投票用紙に記入するための鉛筆を用意していますが、自分の筆記用具を使っても構いません。

4 ○

投票立会人といった人たちで、その人たちが投票のときにいないと投票を行うことができません。投票所がある地域の方がつとめていることがおおいです。

大人向け

1 ③

毎年1月に招集される国会が通常国会、臨時に必要があるときに招集されるのが臨時国会

2 ②

当選人にを決定するに当たって、各候補者の得票数が同じ場合、当選人はくじで定めると規定されています。最近の例では2019年の相模原市議選中央区選挙区(定数17)と狭山市議選(定数22)で、17番目と22番目の得票数が同数で2人並んだため、くじ引きを実施し1人が当選、1人が落選となりました。

3 ②

各家庭を訪問して、投票の依頼や投票を得させないように依頼する個別訪問は、公職選挙法で禁止されています。

4 ②

投票所に一番に来た人には、不正がないことを確認してもらうために、投票箱の中に、なにも入っていないことを確認してもらいます。ちなみに開票作業は、選挙人であれば選挙人名簿に登録されている市町村の開票の様子を参観できます。

5 ② 例えば、「佐藤 A 男」の得票が500票、「佐藤 B 子」の得票が300票で、「さとう」と書かれた投票が1票あるような場合、この1票は、次のようにあん分されます。

$$\text{「佐藤 A 男」候補の分} = 1 \times (500 / (500+300)) = 0.625$$

$$\text{「佐藤 B 子」候補の分} = 1 \times (300 / (500+300)) = 0.375$$

この結果、「佐藤 A 男」の得票数は500.625票、「佐藤 B 子」の得票数は300.375票になりますので、得票数は整数にならないこともあります。